

寄附行為変更の条項及び事由

この法人は、令和3年6月25日付3高私行第3号「理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱い並びに学校法人寄附行為作成例の改正について（通知）」を受け、理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱いについて見直したことに伴い、寄附行為を次のとおり変更する。

1. 第20条第5項中、「各理事」を「各理事及び監事」に、「書面」を「書面又は電磁的方法」に変更する。

（事由）理事会の招集通知の宛先に監事を含めるとともに、当該通知は書面によるほか、電磁的方法をもって行うことを可能にするため。

2. 第20条第10項中、「書面」を「書面又は電磁的方法」に、「者」を「理事」に変更する。

（事由）理事会に出席できない理事が、事前に議案に対する賛否を記載した書面を提出する時、書面によるほか、電磁的方法をもって行うことを可能とするため。

3. 第22条第1項第1号中、「場所」を、「場所（当該場所に存しない理事又は監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）」に変更する。

（事由）役員がウェブ会議等の方法で理事会に出席した場合について明記するため。

4. 第22条第1項第3号中、「書面」を「書面又は電磁的方法」に変更する。

（事由）理事会に出席できない理事が、事前に議案に対する賛否を記載した書面を提出する時、書面によるほか、電磁的方法をもって行うことを可能としたため。

5. 第22条第1項第4号として「出席監事、あらかじめ書面又は電磁的方法をもって意思を表示した監事及び欠席監事の氏名」を追加し、以下、号を繰り下げる。

（事由）第20条第5項の理事会の招集通知の宛先に監事を含めるとともに、当該通知は書面によるほか、電磁的方法をもって行うことを可能としたため及び、号番号の適正化。

6. 第22条第2項中、「議長及び」を「出席理事及び出席監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。）若しくは記名押印し、又は議長並び

に」に、「理事 2 人以上」を「理事 2 人以上及び出席監事」に、「記名押印」を「署名」に変更する。

(事由) 書面をもって作成する理事会の議事録及び電磁的記録をもって作成する理事会の議事録の真正性及び非改変性を担保するため。

7. 第 23 条第 4 項中、「各評議員」を「各評議員及び監事」に、「書面」を「書面又は電磁的方法」に変更する。

(事由) 評議員会の招集通知の宛先に監事を含めるとともに、当該通知は書面によるほか、電磁的方法をもって行うことを可能にするため。

8. 第 23 条第 9 項中、「書面」を「書面又は電磁的方法」に、「者」を「評議員」に変更する。

(事由) 評議員会に出席できない評議員が、事前に議案に対する賛否を記載した書面を提出する時、書面によるほか、電磁的方法をもって行うことを可能とするため。

9. 第 24 条第 1 項中、「第 1 項から第 3 項」を「第 1 項」に、「議事録」を「議事録の作成」に変更する。

(事由) 文言の適正化。

10. 第 24 条第 2 項として、「議事録には、出席評議員及び出席監事が署名若しくは記名押印し、又は議長並びに出席評議員のうちから互選された評議員 2 人以上及び出席監事が署名しなければならない。」を追加する。

(事由) 書面をもって作成する評議員会の議事録及び電磁的記録をもって作成する評議員会の議事録の真正性及び非改変性を担保するため。

11. 第 24 条第 3 項として「議事録は、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。」を追加する。

(事由) 評議員会の議事録を常に事務所に備えておくこととしたため。

12. 附則中の「項」を「号」に変更する。

(事由) 文言の適正化。

13. 附則として次の附則を加える。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

（事由） 施行日を明確にする。

新旧の比較対照表

新	旧
<p>(略)</p> <p>(理事会)</p> <p>第 20 条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。</p>	<p>(略)</p> <p>(理事会)</p> <p>第 20 条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。</p>
<p>(略)</p> <p>5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、<u>書面又は電磁的方法</u>により通知しなければならない。</p>	<p>(略)</p> <p>5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、<u>書面</u>により通知しなければならない。</p>
<p>(略)</p> <p>10 理事会は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、理事会に付議される事項につきあらかじめ<u>書面又は電磁的方法</u>をもって、意思を表示した<u>理事</u>は、出席者とみなす。</p>	<p>(略)</p> <p>10 理事会は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、理事会に付議される事項につきあらかじめ<u>書面</u>をもって、意思を表示した<u>者</u>は、出席者とみなす。</p>
<p>(略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 22 条 議長は、理事会について次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) <u>開催の場所(当該場所に存しない理事又は監事が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)</u>及び日時</p> <p>(2) 理事の現在数</p> <p>(3) 議長、出席理事、あらかじめ<u>書面又は電磁的方法</u>をもって意思を表示した理事及び欠席理事の氏名</p> <p>(4) <u>出席監事、あらかじめ書面又は電磁的方法をもって意思を表示した監事及び欠席監事の氏名</u></p> <p>(5) 議決事項及び表決数</p> <p>(6) 議事の経過の要領及び発言者の発言要旨</p> <p>2 議事録には、<u>出席理事及び出席監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。)</u>若しくは記名押印し、又は議長並びに出</p>	<p>(略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 22 条 議長は、理事会について次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) <u>開催の場所</u>及び日時</p> <p>(2) 理事の現在数</p> <p>(3) 議長、出席理事、あらかじめ<u>書面</u>をもって意思を表示した理事及び欠席理事の氏名</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) 議決事項及び表決数</p> <p>(5) 議事の経過の要領及び発言者の発言要旨</p> <p>2 議事録には、<u>議長及び出席理事のうちから互選された理事 2 人以上が記名押印</u>しなければならない。</p>

新旧の比較対照表

新	旧
<p>席理事のうちから互選された理事2人以上及び出席監事が署名しなければならない。</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第4章 評議員会及び評議員 (評議員会)</p>	<p>第4章 評議員会及び評議員 (評議員会)</p>
<p>第23条 この法人に、40人以上55人以内の評議員をもって組織する評議員会を置く。</p>	<p>第23条 この法人に、40人以上55人以内の評議員をもって組織する評議員会を置く。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>4 評議員会を招集するには、<u>各評議員及び監事</u>に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、<u>書面又は電磁的方法</u>により通知しなければならない。</p>	<p>4 評議員会を招集するには、<u>各評議員</u>に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、<u>書面</u>により通知しなければならない。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>9 評議員会は、評議員総数の3分の2以上が出席しなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、評議員会に付議される事項につきあらかじめ<u>書面又は電磁的方法</u>をもって、意思を表示した<u>評議員</u>は、出席とみなす。</p>	<p>9 評議員会は、評議員総数の3分の2以上が出席しなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、評議員会に付議される事項につきあらかじめ<u>書面</u>をもって、意思を表示した<u>者</u>は、出席とみなす。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(議事録)</p>	<p>(議事録)</p>
<p>第24条 第22条第1項の規定は、評議員会の<u>議事録の作成</u>について準用する。この場合において、「理事」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。</p>	<p>第24条 第22条第1項から第3項までの規定は、評議員会の<u>議事録</u>について準用する。この場合において、「理事」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。</p>
<p>2 <u>議事録には、出席評議員及び出席監事が署名若しくは記名押印し、又は議長並びに出席評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席監事が署名しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>3 <u>議事録は、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>

新旧の比較対照表

新	旧
<p>附 則 この寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 (第 4 条第 1 号の経済学研究科を廃止したため。)</p> <p>附 則 <u>この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(令和〇年〇月〇日)から施行する。</u></p>	<p>附 則 この寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 (第 4 条第 1 項の経済学研究科を廃止したため。)</p>